

陳 情 書

2022年1月7日

あきる野市議会議長 中嶋 博幸 殿

東京都西多摩郡瑞穂町大字武蔵183番地3
立憲共和党代表 角田 統領

件名：「あきる野市憲法条例」の制定を求める件

第1 陳情の趣旨

(仮称)「あきる野市憲法条例」の制定を求める。

第2 陳情の原因

近年、全国の自治体において、議会基本条例や自治基本条例等が相次いで制定され、雨後の竹の子の如き様相である。

議会基本条例は全国では、合計888自治体(49.7%) (2019年04月01日現在) [2020年07月01日更新] である。

自治基本条例は、全国の自治基本条例一覧(更新日:2021年4月1日)によれば397自治体で3割弱。名称は「自治」、「まちづくり」等多様である。

この中で共通しているのは「住民等が権利を有する」旨の規定があることと「その権利を保障する責務を自治体が負う」旨の規定があるということであり「自治体が義務を負う」旨の規定がないということである。

第3 陳情の理由

本来条例は、次の憲法第94条(条例制定権)に由来し、地方自治法第14条に「条例によらなければならない」と規定されているものであり、有権者と本市の契約であるから「権利者」と「義務者」の規定がなければ無効である。同法第14条の「よら」は「拠ら」であり、「拠」するためには「定め」が必要である。すなわち改正前の「定めなければならない」と意味は同じである。

【憲法第94条(条例制定権)

地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。】

【地方自治法第14条

普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第二条第二項の事務に関し、条例を制定することができる。② 普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。】

この「範囲内」を「100~0」とすれば、アメリカ合衆国憲法修正第1条が「禁止」している「縮減解釈」を可能とすることになる。日本国憲法も文理解釈すれば「国無答責」となる。議会に対し憲法を暮らしに活かす「解釈」(地方自治法第1条)として「市有答責」の(仮称)「あきる野市憲法条例」の制定を求める。

